益城町児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書

１　委託業務名

益城町児童育成支援拠点事業運営業務

２　業務の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

３　契約期間及び履行期間

契約期間　契約締結日から令和１２年（２０３０年）３月３１日まで

履行期間　令和９年（２０２７年）４月１日から令和１２年（２０３０年）３月３１日まで

なお、契約締結日から令和９年（２０２７年）３月３１日までは事業の実施に向けた準備期間とする。

４　対象者

本事業の対象者は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者とする。

（１）食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

（２）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

（３）その他、業務の目的に鑑みて、町が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

５　業務内容

（１）安全・安心な居場所の提供

養育環境等にサポートが必要な家庭や学校に居場所のない児童等のため、安全・安心な居場所となる場所を提供する。

【定員】概ね２０人以内

【開所日数】週５日開所するものとする。そのうち１日は土曜日又は日曜日とすることが望ましい。

【開所時間】次に掲げる時間に開所することとし、児童の状況等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。ただし、送迎に要する時間は、開設時間に含めない。

①　学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う本業務１日につき、８時間（原則午前１０時から午後６時まで）

②　学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う本業務１日につき、学校の授業の

終了後から原則午後７時まで

（２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

児童の年齢や児童の実態（成長や心と身体の状態）に応じた基本的な生活習慣を身に付けるための支援を行う。

（３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

宿題の見守りや学習習慣を身に付ける支援を行う。

（４）食事の提供

児童の身体の状況を考慮しつつ適切な食事を提供する。

（５）課外活動の提供

児童の自己肯定感・自己有用感を高めるため、多様な体験活動や外遊び等を提供する。

（６）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、益城町こども家庭センター等関係機関との連携を図る。

（７）保護者への情報提供、相談支援

悩みや困難を抱える保護者に対して子育てサービスや資源の情報提供、定期的な面談等を実施する。

（８）送迎支援

児童の自宅、業務実施場所及び学校等の距離が離れている場合や、帰宅時間が夜間に及ぶ場合等に送迎を実施する。

（９）その他児童の健全な成長及び自立を図るために必要とされる支援

６　児童育成支援拠点事業の実施場所

益城町内（１か所）

７　利用料

利用料について無料とする。

８　配置職員

支援の実施にあたり、以下（１）（２）の職員を配置し、必要に応じて（３）（４）の職員を配置して支援を行うこと。

なお、１人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に２年以上従事していた経験を有する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち１人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童５人に対し１人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、２人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、業務実施場所で直接利用児童の処遇に当たっている者をいう。なお、利用児童が５人未満の場合は、職員のうち１人を除いた者につい

ては同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えない。
（３）（４）の職員を配置する場合は、週１日以上配置すること。また、提案時に当該職員の配置を提案しているにもかかわらず、事業開始時にやむを得ない事情に配置できない場合は、速やかに配置できるよう、継続的な募集の実施その他必要な措置を講じ、早期確保に努めること。

利用する児童の人数	目安とする職員数
１人～４人	２人（ただし１人は、同一敷地内の他の場所にいてもよい）
５人～１０人	２人
１１人～１５人	３人
１６人～２０人	４人

（１）管理者
【職務内容】
主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、益城町こども家庭センターや学校等関係機関との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定等を行う。
【要件】
児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの。

（２）支援員
【職務内容】
児童や保護者への支援等を行う。
【要件】
児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの。

（３）心理療法担当職員（任意）
【職務内容】
メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う。
【要件】
学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で習得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する１年以上の経験を有するもの

（４）ソーシャルワーク専門職員（任意）
【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う。
ア　学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
イ　児童の家庭への訪問を含めた支援
ウ　その他、居場所における児童に必要な支援

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の策定や益城町要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

９　留意事項

業務の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

（１）支援にあたっては、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号)、児童育成支援拠点事業の実施について（令和６年３月３０日こ成環第１０５号こども家庭庁成育局長通知）及び児童育成支援拠点事業ガイドライン等の法令等を遵守するとともに、児童、保護者、その他の意向の把握に努めなければならない。

（２）児童に関する家庭その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況を把握し、問題点の明確化を図ること。

なお、専門的な知識を特に必要としない町のサービスの活用で対応できる軽微な相談については、町と連携して適切な対応を図ること。

（３）相談者に係る基礎的事項、相談内容及び対応状況等を記録に留める。個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。益城町の承諾なく、記録を他人に閲覧させ、複写させ、譲渡し、又は貸与してはならない。

（４）個々の利用者への支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行うこと。支援計画の作成にあたっては、児童及び保護者の意向を確認し、解決すべき課題、支援内容を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の見直しを行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

（５）益城町こども家庭センター等関係機関との連絡調整を行うにあたっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

（６）事業者は、月１回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を町に報告すること。また事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には町に随時の報告を行うこと。なお、性的暴力等、児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した際は、速やかに町に報告すること。

（７）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）を踏まえた職員の配置を行うこと。

１０　設備について

（１）児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他町長が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）で実施すること。

（２）本業務を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

（３）施設面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。なお、専用スペースについては、児童一人当たりの床面積2.47 ㎡を目安としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。

　なお、令和９年３月末日までに対象者の受入れが開始できるよう各種整備を行うこと。

１１　個人情報について

（１）本業務の適切な管理運営のため、別記「益城町個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（２）本業務を提供するために町から提供を受けた、又は本業務を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本守秘義務は、委託契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

１２　報告等

（１）月次報告

　事業者は、支援月の翌月１０日までに前月に実施した事業の実施状況について、次の項目に沿ってまとめ、町に提出すること。ただし、３月の支援実績については、当月末日までに提出すること。

ア　利用児童数集計表

イ　日別利用数（利用児童、利用保護者等）と従事者数

ウ　日々の活動の記録（支援プログラムや体験・課外活動の内容、成果、課題等）

（２）事業完了報告

　事業者は、年度ごとに、事業完了報告書等を作成し、町に提出すること。

ア　事業完了報告書

イ　収支計算書

ウ　活動報告書

エ　その他町が別に定めるもの

（３）随時報告

　本業務に関する事故、苦情その他の重要な事項が発生した場合は、速やかに町に報告すること。

１３　業務の引継ぎについて

（１）契約終了時、又は契約を解除されたときに、本業務を次期受託者に引き継ぐ必要がある場合は、契約期間中に引継ぎ期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。

（２）受託者は業務を引継ぐ際、運用手順書等の報告書を作成するとともに、本委託業務を行う上で作成した利用者受付簿やマニュアル等の引継ぎ資料を添え、その一式を電子データとしてまとめ、町こども未来課児童福祉係へ提出し内容を説明すること。（提出された電子データについては、契約期間終了後も引き続き本町で継続使用する。）

１４ その他

（１）常に、人権尊重の視点をもって業務の遂行にあたること。

（２）本仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と受託者が協議してする。

益城町個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　この契約による業務（以下「本業務」という。）の受託者（以下「乙」という。）は、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例　（令和５年益城町条例第３号）に基づき、個人情報の重要性を認識し、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

（業務従事者への周知）

第３　乙は、本業務に従事するものに対し、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないなど、個人情報の保護に関する法律の趣旨に照らして、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、本業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外の利用及び提供の禁止）

第６　乙は、益城町（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第９　乙は、本業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第１０　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害）

第１１　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注　個人情報を取り扱う事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。